

「赤い羽根共同募金」は募金活動を通じてSDGsに貢献します



共同募金会では地域の生活課題や社会課題を解決する民間の福祉活動を支援しています。

共同募金会は今後も、社会貢献活動やSDGsに積極的に取り組んでいる事業者の皆様と連携しながら、SDGs（持続可能な開発目標）の目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に貢献していきます。



（赤い羽根共同募金）

共同募金は地域福祉の推進を図ることを目的として、民間の福祉活動を支援するための財源を集める、社会福祉法に定められた募金制度です。皆様から寄せられた寄付は、共同募金会を通じて県内の福祉施設や福祉団体に配分（助成）され、県民福祉の向上に大きく貢献しています。

山梨県共同募金会では、今年も「つながりをたやさない社会づくり」をテーマに募金運動に取り組み、SDGsの達成に貢献していきます。



（募金の使いみち）

- ・高齢者や障がいのある方、子どもたちを応援する活動や施設に
- ・地域の見守り訪問活動やふれあい交流、ボランティア教育事業などに
- ・災害時のボランティア活動に対する支援（災害等準備金の積み立て）
- ・在宅寝たきり高齢者の慰問やこども食堂に（歳末たすけあい） など

※詳細は県共同募金会ホームページ（結果のご報告など）をご覧ください。

事業者の皆様と連携できる主なSDGs



（参加のかたち）

【 寄 付 】

共同募金運動の期間は毎年10月1日から翌年の3月31日までですが、年間を通じて寄付を受け付けています。法人が共同募金会に寄付した場合には税制上の優遇措置を受けることができます。

【 店頭や受付等への募金箱の設置やポスター等の掲示 】



【 職場での募金活動 】

職場に募金箱を設置して寄付を呼びかけたり、社員の方々が中心になって取り組んでいただくことができます。

【 売上の一部を寄付する「募金百貨店」 】

寄付つきの商品を企画、販売し、売上の一部を赤い羽根共同募金に寄付していただく取り組みです。



【 赤い羽根自動販売機の設置 】

募金ができる自動販売機などを設置して売上の本数に応じて一部を寄付していただくものです。



税制上の優遇措置が受けられます！

法人が共同募金会に寄付した場合、寄付した金額について全額損金算入することができます。

〔法人〕 寄付金額を「全額損金算入」することができます。

〔個人〕 ○所得税に係る寄付金控除額

(所得控除か税額控除のいずれかを選ぶことができます)

- ・ 所得控除額＝寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2,000円
- ・ 税額控除額＝(税額控除対象寄付金額-2,000円)×40%

※税額控除額は所得税額の25%が限度

○個人住民税に係る寄付金税額控除額

{寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2,000円}×10/100

共同募金会への寄付には感謝表彰制度があります。

(法人、団体からの寄付)

- ・ 山梨県共同募金会会長感謝状(5万円以上)
- ・ 中央共同募金会会長感謝状(60万円以上)
- ・ 中央共同募金会会長感謝楯(100万円以上)
- ・ 厚生労働大臣感謝状、記念品(300万円以上1,000万円未満)

※法人、団体が1,000万円以上を寄付した場合は褒章制度があります。



ご協力いただいた事業者様の取り組みは(ご要望に応じて)共同募金会のホームページで紹介させていただきます。

社会福祉法人 山梨県共同募金会

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階

Tel:055-254-8685 Fax:055-254-8684

E-mail: info@akaihane-yamanashi.jp

URL: https://www.akaihane-yamanashi.jp/

